

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る手続き等について

1 協議会による交付申請等の手続きに係る協議について

- 令和4年度から、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統）については、山形県地域公共交通計画に位置付け、山形県地域公共交通活性化協議会が実施主体（補助対象事業者）となった。
- これにより、令和3年度まで各市町村が国に対し手続きを行っていた地域内フィーダー系統確保維持事業についても、令和3年6月末には本協議会における協議を経て、国に計画認定申請を行い認定されたところであり、今後行われる補助金交付についても、協議会を経由して手続きが行われることとなっている。
- 今回の協議会においては、国への補助金交付申請や、協議会から各市町村へ補助金の交付に係るスケジュールを示すとともに、各市町村の交付額の算定方法等に関する協議を行う。

<参考>地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の概要

①目的・概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークに接続する路線または交通不便地域の移動確保を目的とした路線の運行についての支援制度。

②補助対象事業者

補助対象事業者は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

③補助対象額

補助対象額は、①補助対象経費（経常費用から経常収益を控除した額）合計額の1/2と、
②当該市区町村毎に算定される国庫補助上限額のいずれか少ない額

④主な補助要件

都道府県等が定めた地域公共交通計画に確保・維持が必要であるとして掲載され、

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者（※）、自家用有償旅客運送者による運行であること
- （※）過去に乗合バス事業者による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る。
- ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること（路線不定期運行、区域運行及び乗用タクシーによる運行を除く。）
- ・経常赤字であること

※令和4年度以降の手続きの変更点		
	令和3年度まで	令和4年度以降
補助計画	市町村単位の生活交通確保維持計画等	地域公共交通計画
申請主体	・乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者	法定協議会
補助対象事業者	・乗合バス事業者、自家用有償旅客運送者	同上

2 令和4年度以降の地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金申請における山形県の対応

(1) 令和4年度事業にかかる補助金交付までの流れ（詳細別紙）

①地域公共交通計画認定申請（令和3年6月30日まで）＜済み＞



②認定（令和3年9月下旬頃）＜済み＞



③事業実施期間（令和3年10月1日～令和4年9月30日）

※途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更認定申請又は変更届出必要



④市町村から協議会に補助金交付申請に係る関係資料提出（令和4年11月10日まで）



⑤市町村毎の申請額（交付額）のお知らせ



⑥協議会から国への補助金交付申請（令和4年11月30日まで）



⑦国の交付決定及び額の確定（令和5年2月下旬頃）



⑧市町村から協議会への交付申請（令和5年3月上旬）



⑨協議会から市町村への交付決定（令和5年3月中旬）



⑩国からの補助金の支払い（令和5年3月～4月頃）



⑪協議会からの支払い（令和5年4月頃）

(2) 手続き内容

①～③は実施済み・実施中

④市町村から協議会に補助金交付申請に係る関係資料提出（令和4年11月10日まで）

○ 東北運輸局への補助金交付申請については、市町村の申請をとりまとめ、山形県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）が一括して行うため、市町村は協議会に対し、各市町村の地域内フィーダー系統に係る補助金交付申請に係る関係書類を提出する。（山形県地域公共交通計画に基づくフィーダー系統として認定されたため、交付申請等は、山形県地域公共交通活性化協議会が行う。）。

○ 市町村から協議会に対し以下の様式を提出（別添参照）

- ・様式第1－5（運行系統別輸送実績）
- ・様式第1－8関係（協議会提出資料：地域内フィーダー関係）
- ・様式第1－10関係（協議会提出資料：車両減価償却費関係）

※複数市町村に跨る系統については、対象系統の市町村内の距離で按分して算定

⑤市町村毎の申請額（交付額）のお知らせ

○ 補助金の交付額は、原則として市町村毎に設定する補助上限額の範囲内で決定されるが、地域公共交通計画（トライアル事業の対象の場合）の特例として、3年間に限り、地域公共交通計画の対象区域内の市町村について、市町村毎に設定する補助上限額（原則と同様）の合計額の範囲内で法定協議会に対し補助金を交付し、市町村に柔軟に交付することが可能となっている。

<イメージ>

	原則			→	特例			上 限 額 内 で 配 分
	A 市	B 町	C 村		A 市	B 町	C 村	
上 限 額	100	50	50		200			
補助対象経 費の1/2	120	60	10		120	60	10	
交付額(※)	100	50	10		120	60	10	
	合計160				合計190			

※ ただし、市町村の交付額は、補助対象経費の1/2以内。

○ 山形県地域公共交通計画についても前述の特例が適用されるため、下記（3）により、市町村毎の申請額を算定のうえ、協議会において、市町村毎の申請額（交付額）を含む補助金交付申請の内容について協議・決定する。

⑥協議会から国への補助金交付申請（令和4年11月30日まで）

○ 協議会から国に対し、補助金の交付申請を提出。

⑦国の交付決定及び額の確定（令和5年2月下旬頃）

- 国から協議会に対し、交付申請に基づく交付決定及び額の確定の通知。

⑧市町村から協議会への交付申請（令和5年3月上旬）

- 市町村から協議会に対し、国からの額の確定に基づく交付申請を提出。

⑨協議会から市町村への交付決定（令和5年3月中旬）

- 協議会から市町村に対し、交付額の決定の通知。

⑩国からの補助金の支払い（令和5年3月～4月頃）

- 国から協議会に対し、補助金を交付。

⑪協議会からの支払い（令和5年4月頃）

◆支払い先

- ・原則として協議会から市町村に直接配分する。
- ・ただし、予算措置や事業者との委託契約の関係で、事業者等に直接支払うことを希望する場合は、委託計画等の期間を限定して認めることとする。

この場合、令和4年度（バス事業年度）において、事業者等への支払いを希望する市町村は、協議会への交付申請にあわせて、「事業者への支払いを希望する理由」及び「期間（市町村への直接配分が可能となるまでの期間）」を提出する。

◆支払い時期

- ・国の補助金支払時期が3月末頃と見込まれるため、その後、1ヶ月以内を目処に支払い手続きを完了する。

◆市町村における配分の歳入科目

- ・協議会から市町村への支払いとなるため、「諸収入（雑入）」を想定。

(3) 市町村の申請額の考え方について

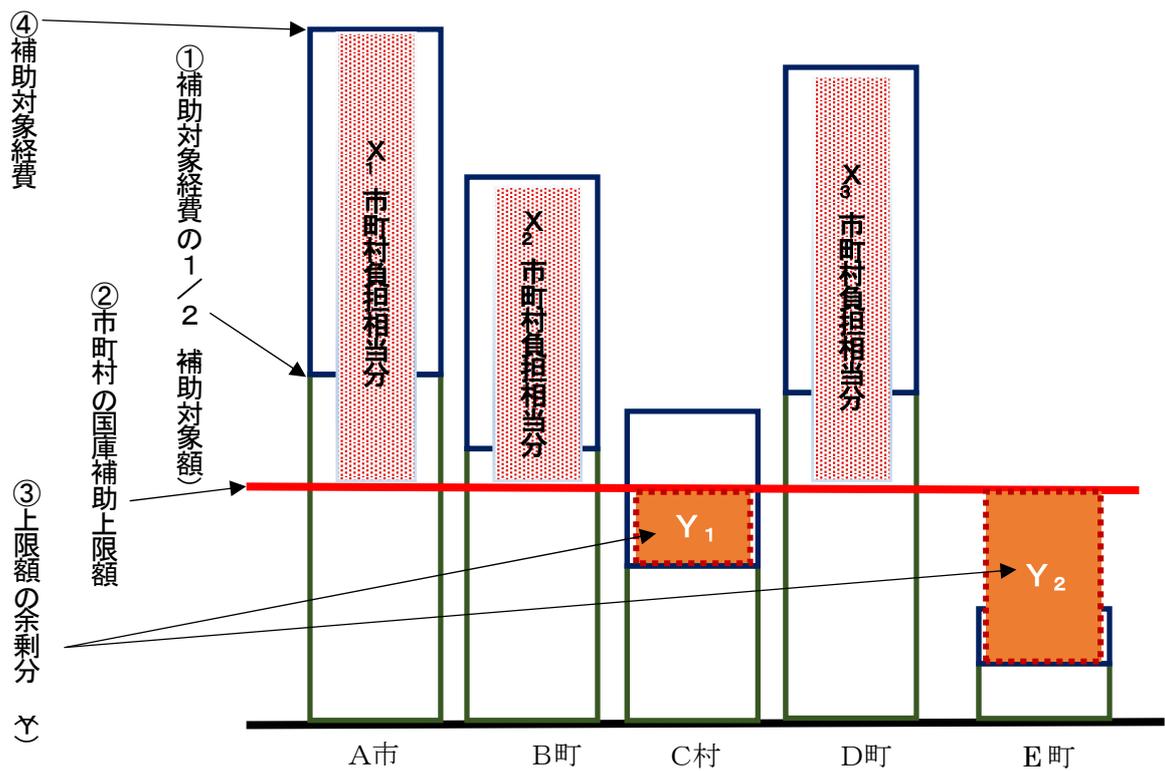
◆市町村毎の申請額の算定方法

- 市町村毎の「①補助対象経費の1/2」と「②市町村の国庫補助上限額」のうち、いずれか少ない額を申請額として算定。（下図の水色部分）
- 「①補助対象経費の1/2」が「②市町村の国庫補助上限額」を上回った市町村については、以下により按分した金額を、上記算定額に加算したものを、申請額とする。ただし、加算後の申請額は、「①補助対象経費の1/2」を上限とする。

<加算額>

全市町村の「③上限額の余剰分」(Y)を、上限額を上回る市町村負担相当分(X)（「④補助対象経費」－「②市町村の国庫補助上限額」(X)）で按分したものを加算額とする。

◆上限額を超えた分の算定額への追加の考え



$$\Rightarrow \text{A市追加分} = (Y_1 + Y_2) \times X_1 / (X_1 + X_2 + X_3)$$

※ 加算後の申請額は、「①補助対象経費の1/2」を上限とする